

第七章 智徳の行われるべき時代と場所とを論ず

大意。

I。 丁度の「時」、丁度の「場所」

事物の「得失」や「便不便」を論ずるには「時（代）」と「場所」とを考慮に入れなければならない。例えば、東京の「人力車」は東京の市中では便利であるが、ロンドンやパリでは使いものにならないのだ。「古来歴史に於いて人の失策と称するは、悉皆この時と処とを誤りたるものなり」。「知恵」や「徳義」と同じである。そのそれぞれが行われるべき丁度の「時（代）」、丁度の「場所」があるのであって、その判断を誤ってはならないのである。以下、そのそれぞれが行われるべき「時（代）」と「場所」について、論ずることにしよう。

II。「魔術（『然るを凶らずして然るもの』）」の時代

開闢の後、野蛮を去ること遠からざる時代（野蛮草昧の時代）の人々は、地震、雷、台風、旱魃、飢饉等を天災と称してこれらを唯恐怖するのみであった。彼等にとって「天災」や「天幸」の来去は「然るを凶らずして然るもの（どうしてそうなったか解らない、不可思議なもの）」であったので、鬼神や精霊やデーモンといった魔術的なものにその原因を帰していた。しかし、彼等にあつて天災や天幸を来去せしめる「然るを凶らずして然るもの」は、なにも、「自然現象」にのみあてはまるものではなかった。彼等にとって、「社会現象（人事）」もまた「自然現象」と同じく、「然るを凶らずして然るもの」であった。人民たちにとっては君長（社会の頭）によって下される褒罰もまた、自然の天災や天幸と同じく、「然るを凶らずして然るもの」、彼等はその由ってくる所以を知らぬままに、君長によって下される褒罰を、唯、恐怖し喜悅していたのである。（資料1）。「徳義（私徳）」はこのような野蛮草昧な時代にこそその効力を発揮するものなのだ。そのような時代にあつては、天下は正しく一家のごとく、国君は一家の父母と教師と鬼神の三職を兼ねるものであったので、国君が「徳義」を修めれば、「徳義」が広く行き渡り、平和な良い時代が訪れるのである。これを「野蛮の太平」という。（資料2）。しかし「徳義（私徳）」は文明の進むに従って次第にその力を失っていくものである。何故なら、文明の進展は次第に事態を複雑・繁多にし、そのため、「時と場所」を予見する「智恵」が要求されてくるからである。

III。「智恵（科学）」による、「魔術からの解放」と人間の「自然支配」

人文漸く開化し、智力次第に進歩するに従って、人の心に疑いが生じ、物の働きの原因を追求するようになる。その結果、真の源因までつきとめられないとしても、物の働きの人間生活にとっての利害を知るようになり、人々は利に就き害を避ける工夫をめぐらすようになる。智力の進歩と共に自然に対する人間の力が増大し、それと共に、「天災を恐怖する痴心は次第に消散して、昨日まで依頼せし鬼神に対しても、半ばはその信仰を失はざるを得ず」。魔術から解放されていくのだ。それだけではない。人間は人智を以って天然の力を犯し、造化の秘訣を発見し、其の働きを束縛して自由ならしめず、ついには自ら「天を使役する者」として立ち現れ、自然を支配し、それを奴隷と見做すようになる。（資料3）。

IV. 人民の「智力」による「自然力」の支配・克服とそれに続く「人為力（人事・人間交際）」の支配・克服→「人智と理」のもとにおける人間的自由の獲得→「理」に基づく「人民」と「政府」との対等な関係→「文明の太平」

上述したように、人民の智力の進歩・発展は「天然の力を束縛して、これを我が範囲の内に籠絡」した。「然らば則ち何ぞ独り人為の力を恐怖して之に籠絡せらるるの理あらん」。人民はその智力を駆使して人事についてもまた、その働きと働きの原因とを探索して、「魔術的なもの」を克服し、ついに、天地の間に怖れるもののない状態に至る。「人智と理のもとにおける自由」を獲得したのだ。「満身恰も豁如として天地の間に一物以て我が心の自由を妨ぐるものなきに至る可し」。この「人智と理のもとにおける自由」の故に、「暴力」と「徳義」によって基礎付けられた「お上」と「民」との上下関係は崩れるのである。もし世間に「お上」と称して強暴をほしいままにするものがあれば、道理を以って之に応じ、理に伏さなければ、衆庶の力を合してこれを制す事が出来るようになる。「（政府）」と「人民」とは「人智に基づく理」の故に対等になるのだ。「故に、政府と言ひ人民と言ふといえども、唯其の名目を異にし、職業を分かつのみにて、其の地位に上下の別あるを許さず。」「政府は政府たり、我は我たり、一身の私に就いては、一毫の事と雖ども、豈政府をして嚙を入れしめんや。」この「人智と理のもとにおける自由」をベースとした「政府」と「人民」との対等な協力関係の行く末に「文明の太平」が待っているのである。

V. 「徳義」と「規則」との関係

以上「徳義」は野蛮草昧の時代に「智恵」は文明の時代にその効力を発揮する事を論じた。次に「智徳」の行われるべき「場所」の問題を論ずることにしよう。世の古学者流は「野蛮の太平」を維持して直に「文明の太平」に至ろうと夢想しているが、それは「徳義」と「規則」の関係を無視した、とんでもない思い違いである。最初に言うておくと、「徳義」の力の十分に行われて毫も妨げなき「場所」はただ「家族」に於いてだけなのだ。家族の交わりは規則や約束を要せず、ただ専ら徳義だけあれば十分なのである。しかし、文明社会での人間交際の「場」では、「人智」をベースとした「規則」づくめ、「家族と親友とを除く外は、政府も会社も商売も貸借も、事事物物、悉皆規則に依らざるものはない」のである。そもそも「徳義」は、情愛の在る処に行われるのであって、「規則」の内部では行われる事が出来ないのである。このように、「規則」と「徳義」とは正しく相反して二つながら相容れざるもの、そして、文明社会は「規則」づくめの社会なのであって、「家族」を除いてそこには、その人間交際に、「徳義」の入り込む余地はないのだ、ということを知っておく必要がある。

VI. 「規則」の趣意と目的

人智、次第に発生すれば、世の事務もまた次第に繁多ならざるをえず、事務繁多なれば、その規則もまたそれに従って増加していくものだ。その規則には「事物の順序を整理するための規則」と「人の悪を防ぐための規則」との二種類がある。ここで特に論ずるのは後者であることに注意して欲しい。それではその「規則」の趣意はなにか。「すべての規則書の趣意は利害を裏表に並べて人に示し、其の人の私心を以ってこれを選ばしめるの策なり」。それ

ゆえそこには「徳義の精神」は豪も存在しない。「其の状、恰も飢えたる犬猫に食べ物を示して傍らに棒を振揚げ、喰はば打たんとて威を示すものの如し」。「規則」に「情愛」は無縁なのだ。（資料4）。今の世の中には悪人が多い。それゆえ、今の世の中では、唯一このような「無情の規則」に依頼して初めて秩序を保つ事が出来る。悪念が充満しても「規則」に制せられて表に現れず、「悪」を「規則」の許す限界内に止めておくことが出来るのだ。（資料5）。以上のように、「規則」というものは、私心に基づく利害計算の上で、「悪」に走ることを抑止したものであるとはいえ、しかし、天下の人、悉皆悪人なるが故に之を作ったのではない。天下のひと、善悪相混じて弁ず可からざるが故に、之を作って善人を保護することを目的としたのである。このように「規則」は決して無情なものではない。今日の現状を見れば「至善」のものと言わなければならない。（資料6）。「世の文明を進むるの具は、規則を除きて他に方便あることなし」。

VII. 結び—「規則」は「大徳」に通じる—

「政府」と「人民」との関係の今昔を見てみよう。「昔は政府、法を設けて人民を保護せしもの、今日は人民、法を設けて政府の専制を防ぎ、以て自ら保護するに至れり」。ここに至って初めて「条理の紊れざるもの」が出現し、「政府」も「人民」もそれぞれの面目を失う恐れがなくなった。「今の世界に居て、一国の文明を進め、其の独立を保たんとするには、唯この一法あるのみ」。近日は又、全世界の太平を謀るべく、「万国公会」なるものが設置されようとしている。「是れ等は皆、規則の益々精にして益々大なるものにて、規則を以て大徳の事を行ふものと言う可し」。この時期に「徳義」の「徳育」を求める古学者流の主張は「智徳の行はる可き時代と場所とを誤りて家を弱くするの禍を招くのみ」と言わざるをえない。

コメント

1. 福澤における「人民」と「政府」との関係の捉えかた

福澤は「人民」と「政府」の関係を、「文明的進歩」を目指す、対等な協力関係としてとらえていた。「文明的進歩」の目指すところは、「一身の独立」→「国の独立」であったことから知れるように、「一身の独立」こそ福澤の究極の価値理念であり、それゆえ、福澤は「政府」が人民の「私権」を犯すことを断じて許さなかった。「私権」の不可侵性を信じる福澤の思想がこのような強い言葉として表明されたのである。しかし福澤は「人民」こそ「主権者」であり、「政府」は「主権者人民」の「僕」であるという思想にまでは至っていない。

2. 「規則」を以って「大徳」の事を行う。

福澤は一方では「規則」と「徳義」とは相反するもの、「規則」には「徳義」の精神は豪も存しないといいながら、他方では「文明の世」では「智慧」に支えられた「規則」が、結局、「大徳」の事を行うと見ている。福澤のこの主張は、「文明の太平」を準備するのは「規則」に支えられた「大徳」であって、「野蛮の太平」を「文明の太平」と直に接続しような

どという、古学者流の発想は全くナンセンスである、という思想の表明である。